

品川区飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱

制定	平成17年10月1日	要綱第70号
改正	平成21年3月12日	要綱第25号
改正	平成21年6月30日	要綱第357号
改正	平成22年3月30日	要綱第45号
改正	平成27年2月18日	要綱第14号
改正	平成28年3月17日	要綱第103号
改正	令和2年3月26日	要綱第55号
改正	令和3年7月16日	要綱第250号
改正	令和6年3月29日	要綱第163号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に生息する飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術に要する経費の一部を助成することにより、猫の不必要な繁殖による増加を抑え、地域住民に対する被害および迷惑を未然に防止し、区民の快適な生活環境の保持および動物の愛護思想の普及を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 区は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成を申請する者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内で、手術に要する経費の一部を助成する。

(助成対象者等)

第3条 助成を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者

- (1) 区内に住所を有している者
 - (2) 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施した後、申請を行い、助成を受けようとする者。
- 2 前項の規定にかかわらず、病気、その他の事情により手術を実施することが適当でないと獣医師が診断した時は、助成の対象としない。

(助成金額)

第4条 助成金額は、1頭につき次に掲げる額を限度とする。

- (1) 不妊手術（雌）18,000円
 - (2) 去勢手術（雄）10,000円
- 2 前項に規定する不妊手術とは、雌猫の卵巣または子宮の摘除を、去勢手術とは、雄猫の精巣の摘除をいい、いずれの場合の助成金額にも、手術の完了を示す耳カットを施す費用が含まれるものとする。

(手術完了証明書)

第5条 申請者は、前条2項に規定する手術が完了した後、手術を実施した獣医師に、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成手術完了証明書（第1号様式）への記入を依頼し、当該手術が完了した旨の証明を受ける。

(手術後の返送等)

第6条 申請者は、第4条2項に規定する手術が完了した後、手術を実施した獣医師の指定する日に当該猫を引き取り、元の場所に返送する。

(申請手続きおよび助成金の請求)

第7条 申請者は、手術の完了の日から起算して30日を経過する日または手術の完了の日の属する年度の3月末日(この日が休日(品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する品川区の休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その直前の休日でない日)のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成手術完了証明書(第1号様式)および飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成承認申請書および助成金請求書(第2号様式)、領収書(写)を添えて区長に提出し、助成金の承認申請および請求を行う。

(助成承認)

第8条 区長は、申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めたときは、予算の範囲内で、助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成をすることを不適当と認めたときは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成不承認通知書(第3号様式)を交付する。

(助成金の交付)

第9条 区長は、毎月の請求案件ごとに飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成手術完了証明書(第1号様式)の確認後、適法な請求書に基づき、翌月すみやかに交付する。なお、助成金の交付は口座振込とする。

(決定の取消等)

第10条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の承認決定を受けたときには、助成金の承認を取り消すことができる。

2 区長は、承認決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、品川区保健所長が定める。

付則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。